

保護者の皆さまへ。

自転車に乗る時は 必ずヘルメットの着用を！！



道路交通法の改正により昨年4月から「自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務化」となりました。改正の柱としては、これまで子どもを対象としていたヘルメットの着用が、大人を含む全年齢に対象が拡大されたことです。

道路交通法より(要旨)

【改正前:令和5年3月31日まで】

保護者の方は、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



【改正後:令和5年4月1日から】

①自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。

②自転車の運転者は、他人を自転車に乗車させるときは、その他人に乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。

③保護者の方は、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

●なぜヘルメット着用が努力義務化になったの？

ヘルメット着用の努力義務化は、自転車利用時の死亡事故を無くすためです。

警察庁の「自転車乗車中死者の人身損傷部位致命傷の部位(致命傷の部位)」(令和元年～令和5年合計)の調査によると、**死亡事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。**



また、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べ、**約1.9倍**となっており、ヘルメットの着用により、事故の被害を軽減する効果があることは明らかです。



ヘルメットの着用率はどのくらい？
答えは裏面へ→

ヘルメットの着用率はどのくらい？

警察庁が令和5年7月に各都道府県で実施した自転車乗車用ヘルメットの着用率調査では、全国平均が13.5%で、北海道は全国平均を下回る6.4%となっていました。



着用率が高いのは愛媛県の59.9%で、2位の大分県の46.3%を大きく上回るダントツの1位です。愛媛県では、自転車通学の高校生が犠牲となる事故が相次いだことから、県の教育委員会が主導して通学時の着用を義務化するなどし、中学生と高校生の着用率はほぼ100%に達したとのこと。

ヘルメットを着用するかどうかは、自転車乗車中の事故が他人事と思わずに、自分事として捉えられるかがポイントではないでしょうか。

こんな風に思っていないか。



- ◎周りの人がヘルメットを着用していないので格好悪い
→万が一、事故にあったときに後悔しても取り返しがつかないことがあります。
- ◎自分は転倒しないので、ヘルメットを着用しなくても大丈夫
→歩行者や自動車との出会い頭での接触など、自分ではコントロールできない場合があります。

「自分の身は自分で守る」ために ヘルメットを着用しましょう！



私も着用しています！

